○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第三号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）及び産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和三年政令第二百十九号）の施行に伴い、並びに下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第五条第一項及び第七条第一項の規定を実施するため、下請中小企業振興法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年七月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

下請中小企業振興法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（振興事業計画に係る承認の申請） **第二条**　法第五条第一項の規定により振興事業計画に係る承認を受けようとする親事業者及び下請事業者等は、様式第一による申請書一通を主務大臣に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。 一～四　［略］ 五　当該下請事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合にあっては、その構成員）の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び当該親事業者との間の取引の状況 六　当該下請事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合に限る。）の団体名及び代表者名並びに構成員の振興事業計画に参加することの有無 七　振興事業計画について議決をした当該下請事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合に限る。）の総会又は総代会の議事録の写し ［削る］ 八　当該下請事業者等の最近一期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）	（振興事業計画に係る承認の申請） **第二条**　法第五条第一項の規定により振興事業計画に係る承認を受けようとする親事業者及び特定下請組合等は、様式第一による申請書一通を主務大臣に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。 一～四　［略］ 五　当該特定下請組合等の構成員の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数、当該親事業者との間の取引の状況及び振興事業計画に参加することの有無 ［新設］ 六　振興事業計画について議決をした当該特定下請組合等の総会又は総代会の議事録の写し 七　当該特定下請組合等の法第五条第一項に規定する定款又は規約 八　当該特定下請組合等の最近一期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
（振興事業計画の変更に係る承認の申請） **第三条**　法第七条第一項の規定により振興事業計画の変更に係る承認を受けようとする親事業者及び下請事業者等は、様式第二による申請書一通を主務大臣に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。 一　振興事業計画の変更について議決をした当該下請事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合に限る。）の総会又は総代会の議事録の写し 二　［略］ 三　前条第二項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる書類に変更があった場合は、その変更に係る書類 ［削る］	（振興事業計画の変更に係る承認の申請） **第三条**　法第七条第一項の規定により振興事業計画の変更に係る承認を受けようとする親事業者及び特定下請組合等は、様式第二による申請書一通を主務大臣に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。 一　振興事業計画の変更について議決をした当該特定下請組合等の総会又は総代会の議事録の写し 二　［略］ 三　前条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる書類に変更があった場合は、その変更に係る書類
第四条～第八条　［略］	**第四条**　下請中小企業振興法施行令第二条第三号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　下請事業者が構成員となり得るよう定められていること。 二　代表者についてその選任手続を明らかにしていること。 三　定款又は規約の変更等重要事項が総会又は総代会の議決事項とされていること。
	第五条～第九条　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第一及び様式第二を次のように改める。